

第7期事業報告書

令和6年(2024)1月1日から令和6年(2024)12月31日まで

一般社団法人 AYA がんの医療と支援のあり方研究会

I. 事業実施の概要

AYA がんの医療と支援のあり方研究会は、思春期・若年成人（AYA）がん領域の学術活動、教育活動、社会啓発及び人材育成等を行うことにより、我が国の思春期・若年成人がん領域における医療と支援の向上に寄与することを目的とする。

第7期は3月より役員体制を刷新し、AYA 研の経営基盤強化のための取り組みを進めた。第6期より開始した団体会員の会員数は10まで増加した。研究会誌「AYA がんの医療と支援」については編集業務のスリム化、円滑化をめざし、編集事務局の委託先を変更した。今後、がん診療連携拠点病院等に AYA 支援を目的とした多職種チームの配置が要件化されること見据え、AYA がん患者サポート研修会はオンサイトでの研修会を再開し、オンライン開催との二本立てで開催し、患者サポート研修修了者を対象とした第2回チームビルディング研修会および AYA チームビルディング研修フォローアップ報告会を開催した。また、新たな会員の獲得に広がることを期待し、非会員も参加可能な AYA 世代の医療・支援に関するトピックスに関するオンラインセミナー「AYA 研ゼミ」を開始した。会員向け動画配信サービスについても、AYA 世代に発症するがん種シリーズの公開を開始するとともに、収録した AYA 研ゼミをコンテンツとして公開し、内容を充実させてた。AYA week 2024 の開催、第6回学術集会はそれぞれ多数の参加団体や参加者を得て成功裡に終了した。第2回となる研究・活動助成を行うとともに、第7期は初めて国際学会への参加助成を行い、会員の活動を支援した。

広報・社会連携活動については、ホームページで AYA エピソードバンクをローンチするとともに、企業の開催するイベントに協力し、AYA 世代のがんに関する啓発に努めた。社会連携活動としては、公式 LINE アカウント、AYA week 2024、SNS などを通じて患者・市民向けの発信を強化するとともに、全国の AYA 世代がん患者会の運営者との交流会の開催、環境省の研究班が実施する AYA 世代のピアサポート人材育成への協力など、ネットワーキングに努めた。

国内唯一 AYA 世代のがんの医療と支援に特化した学術団体として、研究活動を通して PDCA を回していくことは引き続き重視しており、AYA 研として実施すべき調査研究の検討と立案を進めるとともに、厚生労働省、AMED、環境省等の研究班と連携した取り組みを行った。

II. 事業に関する事項

（学術集会、講演会等の開催事業）

1. 第6回学術集会の開催

会長：小澤美和（聖路加国際病院）

テーマ：AYA 世代がん患者が持つ“力”を発揮出来る社会を考え、彼らの“しなやかさ”に学ぶ

会期：2024年5月11日（土）・12日（日）

会場：聖路加国際大学 アリスホール

オンデマンド配信（2024年5月27日～6月26日）

参加者：会期中の参加登録403名、現地参加者数407名（ご招待者様含む）

（学術誌及び論文と図書の刊行事業）

2. 研究会誌「AYA がんの医療と支援」の刊行

1) 4巻1号発刊：2024年3月5日に公開

原著1編、事例報告1編、活動紹介1編、第5回学術集会報告3編（招待講演報告2編、優秀演題報告1編）、編集委員会企画1編（AYA 支援チーム活動紹介） 計7編

2) 4巻2号発刊：2024年9月21日に公開

原著3編、編集委員会企画3編（AYA 支援チーム活動紹介） 計4編

- 3) オンライン投稿査読システムによる投稿論文の審査
- 4) 広報委員会へ Web サイトでの論文閲覧呼びかけを依頼
- 5) 新企画 AYA 支援チーム活動紹介、欧文誌紹介の新企画の提案
- 6) オンライン投稿、編集システムの変更決定・移行期間中の査読プロセスの検討

(研究の奨励及び研究業績の表彰)

3. 研究・活動助成ならびに表彰の実施

- 1) 第 2 回研究・活動助成および第 2 回 AYA 研究・活動奨励賞の募集と選考の実施
第 2 回研究助成 2 件、第 2 回 AYA 研究奨励賞 1 件、AYA 活動奨励賞 2 件を選出した。
選考結果を AYA 研通常総会（2024 年 3 月 20 日）にて報告した。
- 2) 第 2 回 AYA 研究・活動奨励賞表彰式を第 6 回 AYA 研学術集会（2024 年 5 月 11 日）において実施した。その様子を AYA 研ブログにて紹介した。
- 3) 第 3 回研究・活動助成および第 3 回 AYA 研究・活動奨励賞の募集要項の確定、広報（AYA 研 HP、AYA 研ニュース（2024 年 12 月）、および広報（関連学会への広報依頼）を行った。

(調査研究活動)

4. 調査研究活動の運営

- 1) 第 6 回学術集会委員会企画の実施：「AYA がん患者・サバイバーを対象とした研究の進め方：質の高い研究とは？」
座長 2 名：松井基浩さん、稲村直子さん 演者 3 名：堀部敬三さん、新川裕美さん、水橋朱音さん
- 2) 研究相談の受付
- 3) AYA がん患者レジストリおよび横断調査研究の計画・広告
- 4) 研究助成金実施団体への公募申し込みを行った

(教育・研修、並びに人材育成事業)

5. 研修用 e-learning システム運用

Edulio と Vimeo を使用したシステム内の資料のメンテナンスとして、4 件の視聴用講義動画を更新した。

6. AYA がん患者サポート研修会の開催

- 1) 第 9 回開催：2024 年 9 月 28 日（土）10-17 時 現地演習
会場：国立がん研究センター中央病院
事前 e-learning 視聴期間：8 月 28 日～9 月 18 日
当日ファシリテーター、e-learning 講師・当日質疑応答、書記：21 名
申し込み者 40 名・修了者 38 名
- 2) 第 10 回開催：2024 年 12 月 7 日（土）10-17 時 Web 演習
事前 e-learning 視聴期間：10 月 30 日～11 月 27 日
当日ファシリテーター、e-learning 講師・当日質疑応答、書記：24 名
申し込み者 53 名・修了者 52 名

7. AYA チームビルディング研修会の開催

- 1) 第 2 回開催：2024 年 6 月 29 日（土）9 時 30 分～17 時
会場：聖路加国際病院
当日司会、ファシリテーター：12 名
申し込み者・修了チーム：5 チーム 19 名

8. AYA チームビルディング研修フォローアップ報告会の開催

- 1) 第1回開催：2024年11月25日（月）18時～19時
会場：聖路加国際病院
当日司会、ファシリテーター：9名
申し込み者 5チーム8名・修了チーム：5チーム9名

9. AYA 研ゼミの開催

会員および医療関係者の方々を対象に、幅広い視点での専門的な知識を深め、施設や職種を超えて、新たな気づきにつながる機会を企画・開催した。

リアルタイムでは講師の質疑応答ができ、会員に向けて講義のみオンデマンド配信を行った。

- 1) 第1回開催：2024年6月28日（金）17時30分～18時30分
テーマ：AYA世代の外見変化を支援する
会場：WEB開催 [ZOOM ウェビナー]
講師：藤間勝子さん（国立がん研究センター中央病院アピアランス支援センター センター長）
当日司会、パネリスト：6名
申し込み者 197名
- 2) 第2回開催：2024年8月23日（金）17時30分～18時30分
テーマ：がんと遺伝について
会場：WEB開催 [ZOOM ウェビナー]
講師：浦川優作さん（藤田医科大学 先端ゲノム医療科）
当日司会、パネリスト：5名
申し込み者 111名
- 3) 第3回開催：2024年10月4日（金）17時30分～18時30分
テーマ：AYA世代のがん経験とアイデンティティ
会場：WEB開催 [ZOOM ウェビナー]
講師：河田純一さん（東京大学医科学研究所）
当日司会、パネリスト：5名
申し込み者 108名
- 4) 第4回開催：2024年12月20日（金）17時30分～18時30分
テーマ：小児・AYA世代がんサバイバーのCoc(continuity of care)を考えるー医療とキャリア支援ー
会場：WEB開催 [ZOOM ウェビナー]
講師：樋口明子さん（国立国際医療研究センター乳腺・腫瘍内科 特任研究員）
当日司会、パネリスト：6名
申し込み者 105名

10. 会員用コンテンツの作成

会員専用サイトにAYA世代のがんや支援に関する情報サイトを構築し、会員に配信した。

- 1) 2024年1月4日公開
AYA世代に発症するがん種シリーズ【骨肉腫】
講師 五木田茶舞さん（埼玉県立がんセンター）
- 2) 2024年2月15日公開
AYA世代のがん患者総論【AYA世代のACP/（在宅）緩和ケア】
講師 森尚子さん（赤羽在宅クリニック）
- 3) 2024年3月15日公開
AYA世代に発症するがん種シリーズ【甲状腺がん】
講師 鳥居淳一さん（研有明病院 頭頸科）
- 4) 2024年6月15日公開

AYA 世代に発症するがん種シリーズ【白血病】

講師 多田雄真さん（大阪国際がんセンター 血液内科）

5) 2024 年 8 月 15 日公開

AYA 世代のがん患者総論【AYA 世代の外見変化を支援する】

講師 藤間勝子さん（国立がん研究センター中央病院 アピアランス支援センター）

6) 2024 年 10 月 15 日公開

AYA 世代のがん患者総論【がんと遺伝について】

講師 浦川優作さん（藤田医科大学医学部 先端ゲノム医療科）

7) 2024 年 11 月 15 日公開

AYA 世代に発症するがん種シリーズ【悪性リンパ腫】

講師 油田さや子さん（大阪国際がんセンター 血液内科）

（社会啓発、並びに普及事業）

1 1. 広報活動

1. 年報、FACTBOOK の作成

- ・ 2023 年度の年次報告書をまとめ、寄付者と拠点病院に発送し、HP で公開
- ・ FACTBOOK デザインの改定の検討を行った

2. AYA 研ニュースの配信（会員向け・月 1 回）

3. ウェブサイト（AYA 研 HP、WebAYA）の更新・拡充

- ・ 「AYA 世代のがんとくらしサポート」のエピソードを引き継ぎ、AYA 版のエピソードバンクを構築（2024 年 10 月運用開始）
- ・ WebAYA「共に語ろう AYA のこと」欄にて、社会連携委員の患者経験者に協力を依頼しエピソードバンクを公開した

4. SNS（Facebook、X、Instagram）の運用

- ・ 新に Instagram の運用を開始した
- ・ AYA 研の各種取り組みやイベント、記念日について週 1-2 ペースで情報を発信

5. 後援

- ・ 信州 AYA 世代交流会 NAGAYA：第 2 回信州 AYA 世代交流会&NAGAYA 地域公開講演会
- ・ 東京都小児・AYA 世代がん診療連携協議会 小児・AYA 世代がんにおける様々な課題～長期フォローアップと教育支援～
- ・ 国立がん研究センター中央病院 MASTER KEY プロジェクト 希少がんコミュニティ オープンデー
- ・ 中外製薬株式会社 若年がん患者の在宅療養生活を考える会 in Osaka city
- ・ 東京都小児・AYA 世代がん診療連携協議会 市民公開講座『小児・AYA 世代がん患者を支える多職種連携』

6. 協力

- ・ 日本サイコオンコロジー学会 2024 年度第 1 回～第 3 回日本サイコオンコロジー学会開催コミュニケーション技術研修会
- ・ 環境省放射線健康管理・健康不安対策事業（放射線の健康影響に係る研究調査事業）「放射線による健康影響不安を考慮した AYA 世代がん患者に対する包括的なピアサポート体制の構築研究班 AYA 世代のがん患者ピアサポーター養成研修会
- ・ 同上 アヤスク！オープンスクール（ピアサポート体験会）
- ・ 同上 AYA 世代（15～39 歳）でがんを経験された方へアンケート調査
- ・ かめだ AYA サポートチーム かめだキッズ探検隊イベント
- ・ 兵庫県立大学看護学部 丸光恵さん主催 「AYA 世代がん患者が経験するマイクロアグレッション（講演会）」

- ・千葉県がん患者団体連絡協議会・千葉県がん患者大集合実行委員会 第15回千葉県がん患者大集合 2024（講演会）
- ・キャンサーソリューションズ株式会社 第3回オンライン・ピアサポート

1 2. 社会連携活動

1. AYA 世代のがんピアサポートの基盤構築の検討
 - ・AYA 世代のピアサポートの基盤を構築することを目指し、AYA 世代ピアサポーター養成研修も含め、必要なリソースやシステムを検討し環境省のプログラム申請を通じた。
 - ・8月24日に環境省の佐治班が主催した AYA 世代患者向けピアサポート研修に協力した。
2. 患者会に対する ZOOM 間貸しのスキーム案の作成
 - ・患者会にかかわる方が会員であった場合に、講演やミーティングの際に ZOOM を貸出しできる仕組みについてたたき台を作成した。
3. 全国の AYA 世代がん患者会の運営者との交流会を開催
 - ・全国から規模や地域も様々な 12～13 の団体が参加し活動内容や苦悩の共有を行った。
 - AYA 研としてはどのような支援ができるのかを、今後も継続して実施しながら検討していく方針
 - ・交流会で得られた患者会の生の声をがんノートと協力し、第6回学術集会の場で社会連携委員会企画「AYA 世代患者会のリアル」という形で広く発信した
 - ・第3回患者会ミーティング 2024年11月17日開催
4. 患者向け調査の引き受けフローの整備
 - ・外部団体などから依頼のあった患者向け調査・臨床研究について、まず調査・研究委員会で内容を審議いただいた上で、AYA 研 HP の「お知らせ」・「患者・経験者向け情報」欄と LINE の「社会貢献」欄に掲載、更新内容を LINE で配信するフローを確認した
 - ・AYA ノマドの運用の為、患者会の選定や内容について協力した
5. AYA 世代のがんに関する啓発活動への協力
 - ・ファミリーマートと合同で定期的にミーティングを行い、社員向けの啓発動画の作成に協力した
 - ・AYA week 2025 での啓発活動の検討を行った
6. LINE の運用
 - ・運用について公開規程を策定した
 - ・当事者に必要な情報の配信
 - ・全国の AYA 世代のがん患者会のネットワーク作りのため、患者会の選定を行い、交流会を実施。患者会が開催するイベント情報を集約化して LINE で配信する仕組みを確立した。
 - ・AYA 世代のがん患者会運営者が日常的に相談し情報共有出来るような LINE グループチャットの構築
7. カタリ場の開催
 - ・支援者の交流促進および支援者からの相談対応を行った。

第5回カタリ場	2024年2月27日開催	担当理事	清水千佳子・小澤美和・津村明美
第6回カタリ場	2024年4月26日開催	担当理事	清水千佳子・多田雄真・白石恵子
第7回カタリ場	2024年6月14日開催	担当理事	清水千佳子・多田雄真・樋口麻衣子
第8回カタリ場	2024年9月6日開催	担当理事	清水千佳子・多田雄真・河田純一
第9回カタリ場	2024年11月29日開催	担当理事	清水千佳子・多田雄真・稲村直子

1 3. 講師バンク派遣事業

1. AYA 世代についての専門的な知識を有する有識者と、AYA 世代についての教育研修・講演・指導などを必要とする企業・団体とをマッチングすることで正しい AYA 世代についての知識や理解が効率的に広がることを目的とした講師の派遣を行った。
 - 1) 2024 年 2 月 2 日 社内研修会：講師 清水千佳子理事
内容「日本における AYA 世代がんの現状と課題について」
 - 2) 2024 年 5 月 11 日 スポンサーセミナー：講師 清水千佳子理事
テーマ「AYA が生きる社会を描く」
 - 3) 2024 年 5 月 12 日 共催ランチョンセミナー：講師 清水千佳子理事
テーマ「がんがもたらす AYA 世代の経済的困難を考える」

1 4. 業務委託

1. 革新的がん医療実用化研究事業「患者報告アウトカムを利用した AYA 世代がん患者支援ツールの開発」（研究代表者 石木寛人）
 - ・ホームページ作成準備およびウェブサイト構築の提案を行った
2. 厚生労働科学研究費補助金（がん対策推進総合研究事業）「小児・AYA 世代のがん経験者の健康アウトカムの改善及び根治困難ながんと診断された AYA 世代の患者・家族の生活の質の向上に資する研究」（研究代表者 清水千佳子）
 - ・ホームページ作成準備およびウェブサイト構築の提案を行った

（関連の諸団体との連携）

1 5. 国際的な連携

1. 学術集会国際連携委員会企画の検討・実施
 - ・日時：2024 年 5 月 11 日（土）15：30～16：30
 - ・演者：Dr Fiona McDonald（Canteen Research Manager）
 - ・テーマ：「Support through the use of AYA Oncology Psychosocial Care manual」
 - ・時間：50 分（講演 30 分、質疑応答 20 分）、事前収録（4 月 18 日）、字幕作成
2. 第 7 回学術集会国際連携委員会企画の検討
 - ・日時：2025 年 5 月 24 日（土）または 25 日（日） 事前収録予定
 - ・演者：Dr Chan Mei Yoke, Clinical Associate Professor
 - ・テーマ：AYA 世代の意思決定・倫理的問題（仮）
3. 国際学会等参加助成の制度設計および運営を開始
 - ・国際学会等参加助成制度の規約作成
助成制度の運用にあたり、規約について検討した。
 - ・第 1 回（2024 年度）国際学会等参加助成の募集と選考の実施
審査の結果 1 名に助成を行うことが決定した。12 月に開催される Global AYA Cancer Congress（メルボルン）に参加。参加報告書を受領した。
 - ・第 2 回（2025 年度）国際学会等参加助成の募集
10 月に募集を開始した。募集期間に応募者がなく第 2 回の助成は行わないこととした。
4. AYA 研ホームページの英語版ページの更新
組織図の更新を行い公開した。

（その他この法人の目的を達成するために必要な事業）

1 6. 倫理的検討課題

- 1) 倫理委員会
 - ・AYA 研活動に関連した倫理課題に関する検討
 - 1) 第 6 回学術集会登録演題の査読過程の確認
 - ①学術・プログラム委員会での査読過程の報告
 - ②症例報告演題の記載内容、同意確認の実施状況の確認

- ・プライバシーポリシーの検討
 - 1) プライバシーポリシー作成方針の検討
 - 2) 顧問弁護士と連携し記載項目の精査
- 2) 利益相反委員会
 - ・ AYA 研の活動に関する 2024 年度利益相反マネジメントを以下の通り行った。
 - ① AYA 研役員、会長、副会長、各種委員会委員長に関する利益相反管理

『AYA 研利益相反マネジメントに関する施行細則(ver.1.1)』に従い、AYA 研役員（理事長、副理事長、理事、監事）、学術集会会長、副会長、各種委員会委員長に対して、AYA 研事務局より『AYA 研利益相反に関する自己申告書（様式 1）』による利益相反申告書の提出依頼を行い、利益相反確認を行った。
 - ② AYA 研学術集会発表者に関する利益相反管理

『AYA 研利益相反マネジメントに関する施行細則(ver.1.1)』に従い、第 6 回学術集会発表者の利益相反に関して、第 6 回学術集会会長及び学術集会運営事務局（株式会社コンベンションプラス）に AYA 研事務局より提出依頼を行い、利益相反確認を行った。
 - ③ 学会誌「AYA がんの医療と支援」執筆者に関する利益相反管理

『AYA 研利益相反マネジメントに関する施行細則(ver.1.1)』に従い、第 4 巻 1 号および第 4 巻 2 号の執筆者の利益相反確認を行った。
- 3) 財務委員会
 - ・ 事務局が行う以下の事務業務の監督

毎月会計報告（会費納入率の把握、経費支払い等の会計報告の作成、決算書および予算書原案の作成、会費滞納者リストの作成）を行い、理事会・総会で行った。
 - ・ 決算書案および予算書案を理事会に提案
 - ・ 適正な支出管理のおよび対策の立案
 - ・ 本会と契約する会計士と会計業務に関する協議・検討
- 4) 庶務委員会
 - ・ 各種規程の作成および改訂

顧問弁護士と連携し記載文面について法律上の問題点の確認を行った。
 - 1) 定款の改訂
 - ・ 顧問の新設に伴うお立場、役割の精査
 - ・ 準会員廃止に伴う正会員区分の拡大の検討及び会員の権利の検討
 - ・ 事務局移転に伴う所在地の変更
 - 2) 定款施行細則の改訂
 - ・ 正会員年会費価格の改定
 - ・ 担当理事が委員長を務めること困難な場合の対応に関する追記
 - ・ 委員を幅広い分野から推薦できるよう委員となる会員区分の拡大
 - ・ 業務委託先変更に伴う所在地の変更
 - ・ 事務局が行う事務業務の監督
 - ・ 理事会・総会で会員動向等の庶務報告の実施

1 7. AYA week

1) AYA week 2024 の開催

AYA week は、AYA 世代のがんおよび患者の抱える問題の実態を理解し、AYA がん患者にとって生きやすい社会を作るために、自分ができることを考えられるようなきっかけを生むための AYA 世代がんの社会啓発活動を目的とする。「知ろう、一緒に」をメインテーマに、AYA week 2024 ではサブテーマを「誰かが誰かの勇気になる」として活動した。2024 年 3 月 2 日～3 月 10 日に『AYA week 2024』が無事に開催された。

オンラインとオンサイトの両方のイベントが開催され、全国で 60 もの参加団体が多くのイベントを開催、35 団体から後援をいただいた。また「誰かが誰かの勇気になる」をテーマに以下の企画に取り組んだ。

『フラッグ企画』

全国の43都道府県より全国117施設からフラッグが集まった。

『YouTubeチャンネル』

AYA week 2023 から YouTube チャンネルを開始し、全国のがん相談支援センターにご協力をいただいた。その他にも AYA 世代の当事者やサポーターの声も発信した

『SNS』

Twitter、Instagram、facebook、tiktok などでも積極的に発信をした。また毎週 Twitter スペースも配信した。

『がん教育』

「がん教育について医学生と学ぼう」と題して私たちが作成したがん教育プログラムを医学生に体験していただき、20 時ごろからは、がん教育についてディスカッションを行った。

『大交流会』

AYA week 2024 主催で 3/10 に開催した。今年初めて、東京・愛知・大阪・福岡の会場を設け、オンライン参加も含め 200 名近い方にご参加いただいた。

その他にも、ホームページ上での Voice やご協賛、メッセージボード、SNS のアイコンフレームなど、たくさんの方々にご協力をいただいた。

実行委員会（web 開催、全 7 回）

（2023-2024 年）

運営委員会：4/6、6/8、7/19、8/30

実行委員会：7/26、1/31、4/11

2) AYA week 2025 の準備

AYA week 2025 の実行委員長として二宮みさき委員長を選任、実行委員会を組織し、AYA week 2025 の開催の準備を開始した。

3) AYA week 管理委員会を組織化

AYA week 管理委員会を立ち上げ、AYA week の中長期的戦略や会計と事務を扱うこととした。活動に関わる企画・運営・実施を行い、AYA week 実行委員会を管理する。

1 8. AYA 研ファンドレイジングチームの設置・運営

1) AYA 研ファンドレイジングチームの設置

- ・支援型自動販売機に関するチラシを作成し、啓発を行った。大阪府摂津市に 1 台設置済み。
- ・製薬会社への助成金公募の申請を行った。

Ⅲ. 運営に関する事項

1. 総会・選挙の開催

1) 通常総会

日 時：令和 6 年 3 月 20 日（水・祝） 13：00～14：14

開催形式：現地、WEB ハイブリット開催（Zoom ウェビナー）

配信会場：聖路加国際大学 大村進・美枝子記念 聖路加臨床学術センター（CCA）

審議事項：

第 1 号議案 第 6 期事業報告

第 2 号議案 第 6 期決算報告

第 3 号議案 定款の変更

2) 理事・監事選挙

立候補者および確定選挙人の公告：令和 5 年 12 月 7 日（木）

投票期間：令和 6 年 2 月 7 日（水）15:00～2 月 21 日（水）15:00

投票方法：電子投票

選挙結果：2024 年 2 月 21 日

・確定選挙人：	402 名
・投票数：	223 票
・投票率：	55%
・有効投票数：	222 票
・無効投票数：	1 票

1. 理事会の開催状況

1) 第 39 回理事会

日 時：令和 6 年 1 月 12 日（金） 19：00～21：30

場 所：Zoom ルーム

審議事項：なし

2) 第 40 回理事会

令和 6 年 2 月 2 日（金） 19：00～21：00

場 所：Zoom ルーム

審議事項：

第 1 号議案 第 6 回学術集会参加費について

第 2 号議案 教育・研修委員会

①研修会の価格改定および研修会の開催回数について

第 3 号議案 定款の改訂について

②顧問の追記について

第 4 号議案 令和 5 年度事業報告書（案）、令和 6 年度事業計画書（案）について

第 5 号議案 令和 5 年度決算報告について

第 6 号議案 令和 6 年度収支予算について

第 7 号議案 第 8 回学術集会 会長案について

第 8 号議案 Family Mart コラボについて

3) 第 41 回理事会

令和 6 年 3 月 7 日（木） 19：00～21：00

場 所：Zoom ルーム

審議事項：

第 1 号議案 国際連携委員会

①国際学会等参加助成について

第 2 号議案 賞等選考委員会

①第 2 回研究・活動助成の対象者ならびに

第 2 回 AYA 研究・活動奨励賞の受賞者の決定

第 3 号議案 令和 6 年度収支予算について

第 4 号議案 AYA 関連研究班からの業務委託について

第 5 号議案 第 8 回学術集会 会長案について

4) 第 42 回理事会

日 時：6 年 3 月 20 日（水・祝） 14：30～16：40

場 所：聖路加国際大学 大村進・美枝子記念 聖路加臨床学術センター（CCA）

その他：自由討論

5) 臨時理事会

令和 6 年 3 月 20 日（水・祝） 20：10～21：00

場 所：Zoom ルーム

審議事項：

- 第1号議案 新理事長の選任
- 第2号議案 副理事長の選任
- 第3号議案 新理事追加について
- 第4号議案 第7期役員体制について（新委員長の選任等）
- 第5号議案 顧問の推薦について

6) 第43回理事会

- 日 時：令和6年5月10日（金） 16：00～18：00
- 場 所：Zoom ルーム
- 審議事項：
 - 第1号議案 講師バンク（仮称）について
 - 第2号議案 AYA 研ゼミ 参加費について

7) 第44回理事会

- 日 時：令和6年7月26日（金） 19：00～21：25
- 場 所：Zoom ルーム
- 審議事項：
 - 第1号議案 プライバシーポリシーの改訂について
 - 第2号議案 AYA week 実行委員会規程案について
 - 第3号議案 準会員制度廃止に伴う会員制度の変更案について
 - 第4号議案 講師派遣事業の運用について
 - 第5号議案 メタバース AYA スクール（アヤスク）及びAYA ノマドについて

8) 第45回理事会

- 日 時：令和6年9月13日（金） 19：00～21：30
- 場 所：Zoom ルーム
- 審議事項：
 - 第1号議案 賞等選考委員会
 - ①第3回（2025年度）AYA 研究・活動奨励賞 募集要項 について
 - ②第3回（2025年度）研究・活動助成 募集要項 について
 - 第2号議案 国際連携委員会
 - ①第2回（2025年度）国際学会等参加助成 募集要項 について
 - 第3号議案 準会員制度廃止に伴う会員制度の変更案について

9) 第46回理事会

- 日 時：令和6年12月11日（水） 19：00～21：00
- 場 所：Zoom ルーム
- 審議事項：
 - 第1号議案 研究・活動助成および研究・活動奨励賞について
 - ①2025年度 研究・活動助成募集の件（募集要項・応募用紙・収支計画）
 - ②2025年度 研究・活動奨励賞募集の件（募集要項・応募用紙）
 - 第2号議案 教育・研修委員会
 - ①次年度以降の教育研修の在り方
 - ②参加費について
 - 第3号議案（継続審議） 準会員制度廃止に伴う会員制度の変更案について
 - ①定款および定款施行細則 変更案
 - 第4号議案 2025年度 予算案について
 - ①予算案の提示
 - 第5号議案 英文誌掲載の日本人著者への投稿依頼に関する件

- 第6号議案 ①和洋の二重投稿について（メール審議 10/8 配信）
ホームページについて
- 第7号議案 ①賛助会員特典の広告掲載について
組織図について
①AYA week について

2. 委員会の開催状況（*Web 会議）

- 1.学術・プログラム委員会
2/6*, 7/1*, 10/3*, 11/18*, 12/23*
- 2.編集委員会
1/26*, 2/14*, 3/14*, 4/11*, 5/9*, 6/6*, 7/10*, 8/8*, 9/12*, 10/4*, 11/14*, 12/12*
- 3.賞等選考委員会
1/31*（目線合わせ会議）, 8/20*, 9/4*, 12/3*
賞等選考審査会 2/19*, 3/5*
- 4.調査・研究委員会
2/2*, 3/4*, 3/28*, 7/8*, 8/22*, 9/11（メール審議）, 12/5（メール審議）
レジストリワーキング 8/8*, 10/22*
- 5.教育・研修委員会
2/16*, 3/22*, 4/26*, 7/19*, 8/16*, 9/20*, 10/18*, 11/22*, 12/20*
- 6.広報委員会/社会連携委員会
1/15*, 2/19*, 3/18*, 4/15*, 5/20*, 6/17*, 7/22*, 8/19*, 9/17*, 10/21*,
11/18*, 12/16*
- 7.国際連携委員会
3/13*, 7/26*, 9/27*
- 8.庶務委員会/財務委員会
1/23*, 2/27*, 6/4*, 7/2*, 8/6*, 9/3*, 10/1*, 11/5*, 11/21*
- 9.財務委員会
7/2*, 8/6*, 9/3*, 10/1*, 11/5*, 12/2*
- 10.庶務委員会
8/1*, 9/6*, 10/16*
- 11.利益相反委員会
なし
- 12.倫理委員会
2/8*, 6/29（メール審議）, 9/15（メール審議）
- 13.選挙管理委員会
メール審議

IV. 会員に関する事項

会員動向（2024 年 12 月 31 日現在）

正会員	508 名	（うち入会 56 名、退会 28 名、区分変更(入) 5 名、区分変更(出) 0 名） ＜2023 年度末 518 名＞
準会員	94 名	（うち入会 11 名、退会 7 名、区分変更(入) 3 名、区分変更(出) 0 名） ＜2023 年度末 96 名＞
学生会員	37 名	（うち入会 8 名、退会 0 名、区分変更(入) 0 名、区分変更(出) 8 名） ＜2023 年度末 50 名＞
賛助会員	6 社	（うち入会 2 社、退会 0 社） ＜2023 年度末 4 社＞
団体会員	10 団体	（うち入会 9 団体、退会 1 団体） ＜2023 年度末 2 団体＞

正 会 員	1) 医師・看護師	408 名	・ 医師	193 名
			・ 看護師	215 名
	2) その他の 国家資格取得者、 公的資格取得者、 または研究者	89 名	・ 社会福祉士	20 名
			・ 臨床心理士・公認心理 師	23 名
			・ 作業療法士	6 名
			・ 理学療法士	3 名
			・ 薬剤師	10 名
			・ その他	27 名
			(研究機関の研究者、管理栄養士、生殖医療相談 士、臨床検査技師、診療情報管理士、生殖補助医療 胚培養士、認定遺伝子カウンセラー、放射線技師)	
準 会 員	3) 患者・支援者・ 一般人	11 名	・ がん患者支援団体運営者	3 名
			・ 正会員からの推薦	8 名
	・ がん患者、がん経験 者	14 名 27 名	(ボランティア団体、メディカルアシスタント・不 妊カウンセラー、教育関係者、研究者)	
	・ 患者家族	4 名		
	・ 支援者	9 名		
	・ 医療従事者	4 名		
	・ その他			

会費納入率 (2024 年 12 月 31 日現在)

会員種別	2024 年度 納入者数／会員数	納入率
【正会員】	432／508 名	85%
【準会員】	69／93 名	74%
【学生会員】	23／37 名	62%
【賛助会員】	6／6 社	100%
【団体会員】	10／10 団体	100%

V. 役員に関する事項

任期（第 5 期～第 6 期）：2022 年 3 月 20 日～2024 年 3 月 20 日まで

理事長

清水 千佳子（国立国際医療研究センター病院 がん総合診療センター/乳腺・腫瘍内科）

副理事長

小澤 美和（聖路加国際病院 小児科）

理事

一戸 辰夫（広島大学原爆放射線医科学研究所 血液・腫瘍内科）

尾上 琢磨（兵庫県立がんセンター 腫瘍内科）

川井 章（国立がん研究センター中央病院 骨軟部腫瘍科・リハビリテーション科）

岸田 徹（NPO 法人がんノート）

谷口 明子（東洋大学大学院文学研究科 教育学専攻）

津村 明美（認定 NPO 法人 横浜こどもホスピスプロジェクト）

富岡 晶子（東京医療保健大学医療保健学部看護学科

2023.4～千葉大学看護学研究院 先端実践看護学研究部門 高度実践看護学講座）

橋本 久美子（聖路加国際病院 相談支援センター）

樋口 麻衣子（富山大学附属病院 看護部）

古井 辰郎 (岐阜大学医学部附属病院 成育医療センター)
堀部 敬三 (国立病院機構名古屋医療センター 小児科)
森 文子 (国立がん研究センター中央病院 看護部)
吉田 沙蘭 (東北大学大学院教育学研究科 教育心理学講座)
脇口 優希 (兵庫県立大学大学院看護学研究科 (博士後期課程))

監事

天野 慎介 (一般社団法人全国がん患者団体連合会)
鈴木 直 (聖マリアンナ医科大学 産婦人科学)

定款及び定款施行細則 ver4.0 の定めるところにより、AYA がんの医療と支援のあり方研究会理事・監事選挙を令和 6 年 2 月 7 日 (水) ～2 月 21 日 (水) に実施する為、選挙管理委員会を設置した。

選挙管理委員：天野慎介、鈴木直、杉本公平、樋口明子

任期 (第 7 期～第 8 期) : 2024 年 3 月 20 日～2026 年定時総会終結まで

理事長

清水 千佳子 (国立国際医療研究センター病院 がん総合診療センター/乳腺・腫瘍内科)

副理事長

多田 雄真 (大阪国際がんセンター 血液内科/AYA 世代サポートチーム)

理事

安宅 大輝 (東邦大学医療センター大森病院 看護部)
一戸 辰夫 (広島大学原爆放射線医科学研究所 血液・腫瘍内科)
稲村 直子 (国立がん研究センター中央病院 患者サポートセンター I)
浦川 優作 (藤田医科大学・先端ゲノム医療科)
尾上 琢磨 (兵庫県立がんセンター 腫瘍内科)
河田 純一 (東京大学医科学研究所 特任研究員)
楠木 重範 (遊育園こどもクリニック)
里見 絵理子 (国立がん研究センター中央病院 緩和医療科)
白石 恵子 (九州がんセンター サイコオンコロジー科)
藤間 勝子 (国立がん研究センター中央病院 アピアランス支援センター)
橋本 久美子 (聖路加国際病院 相談支援センター)
樋口 麻衣子 (富山大学附属病院 看護部)
古井 辰郎 (岐阜大学医学部附属病院 成育医療センター)
松本 公一 (国立成育医療研究センター 小児がんセンター)
向井 幹夫 (大阪国際がんセンター 成人病ドック科)

監事

川井 章 (国立がん研究センター中央病院 骨軟部腫瘍科・リハビリテーション科)
渡邊 知映 (昭和大学保健医療学部)

顧問

堀部 敬三 (国立病院機構名古屋医療センター 小児科)

決算報告書

第7期

自 2024年1月1日
至 2024年12月31日

一般社団法人 AYA がんの医療と支援のあり方研究会

名古屋市中区錦三丁目6番35号

貸借対照表

令和 6 年 12 月 31 日 現在

一般社団法人 AYAがんの医療と支援のあり方研究会

単位:円

科 目 ・ 摘 要		金 額	
I 資産の部	1 流動資産		
	現金預金		
	預金	34,744,028	
	前払費用	712,374	
	流動資産合計		35,456,402
	2 固定資産		
	備品	14,580	
	固定資産合計		14,580
	3 繰延資産		
	創立費	52,389	
II 負債の部	繰延資産合計		52,389
	資産合計		35,523,371
	1 流動負債		
	未払費用	13,064	
	未払法人税	71,000	
	未払消費税	672,300	
	前受金	3,303,168	
	流動負債合計		4,059,532
	2 固定負債		
	固定負債合計		0
III 正味財産の部	負債合計		4,059,532
	前期繰越正味財産額	37,410,715	
	当期正味財産増減額	△ 5,946,876	31,463,839
	正味財産合計		31,463,839
	負債及び正味財産合計		35,523,371

損益計算書

令和 6 年 1 月 1 日 から 令和 6 年 12 月 31 日

一般社団法人 AYAがんの医療と支援のあり方研究会

単位:円

科 目	決算額				
	一般会計	AYAweek2024	第6回学術集会		
I 経常収益					
1 事業収入					
1) 図書刊行事業収入	258,346				
2) 教育・研修事業収入	1,388,000				
3) 社会啓発・普及活動収入	562,410			2,208,756	
2 入会金・受取会費					
1) 会員受取会費	5,332,000			5,332,000	
3 受取寄附金					
1) 受取寄附金	322,264			322,264	
4 業務委託収入					
1) 業務委託収入	275,000			275,000	
5 特別会計収入					
1) AYAweek2024		1,535,688			
2) 第6回学術集会収入			11,822,418	13,358,106	
6 その他収益					
1) 雑収入	49				
2) 受取利息	2,976			3,025	
経常収益合計					21,499,151
II 経常費用					
1) 人件費					
人件費計	-	-	-		
2) その他経費					
消耗品費	12,828				
租税公課	686,353				
旅費交通費	221,459				
通信費	47,772				
委託料	8,162,000				
教育研修事業費	1,254,639				
Web関係費	884,037				
普及啓発事業費	141,972				
図書刊行事業費	453,090				
連携事業費	199,320				
その他	11,137				
国際連携事業	300,330				
研究奨励・表彰事業	1,243,867				
雑費	55,241				
特別会計費		2,100,287	11,600,695		
その他経費計	13,674,045	2,100,287	11,600,695	27,375,027	
事業費計					27,375,027
経常費用合計					
当期経常増減額	-5,533,000	-564,599	221,723		-5,875,876
税引前当期正味財産増減額					-5,875,876
法人税、住民税及び事業税					71,000
当期正味財産増減額					-5,946,876
前期繰越正味財産額					37,410,715
次期繰越収支差額					31,463,839

一般社団法人

AYA がんの医療と支援のあり方研究会

理事長 清水 千佳子 殿

監 査 報 告 書

一般社団法人 AYA がんの医療と支援のあり方研究会の定款第4章第25条に基づき、第7期（2024年1月1日から2024年12月31日）収支決算について監査を実施しました。

収支決算ならびに付属書類について突き合せの結果、適法かつ適正に作成されており、その内容は妥当と認めました。

監査事項：

- ・第7期決算報告書

一般社団法人

AYA がんの医療と支援のあり方研究会

2025年2月17日

監事

川井 章



監事

渡邊 知映



一般社団法人AYAがんの医療と支援のあり方研究会定款 変更一覧

変更前ver1.2		変更後Ver1.3		変更の理由
頁	項目および記載内容	頁	項目および記載内容	
P1	(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市内に置く。 2 この法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。	(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を 愛知県名古屋市中京区 に置く。 2 この法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。		文言の統一 正会員の区分へ 患者経験者会員 (ハ)を追加 準会員の廃止
	(会員の種別) 第5条 この法人の会員は、次の6種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。 (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、第6条の所定の手続きを経て入会した、次のいずれかにあてはまる個人 イ) 思春期・若年成人がん領域における医療と支援に関する知識又は経験を有する国家資格取得者、公的資格取得者、又は研究機関の研究者であつて、この法人の目的に賛同して入会した者 ロ) 思春期・若年成人がん領域における医療と支援に関する知識又は経験を有し、この法人の目的に賛同する者で、理事長が推薦し、理事会の決議によって正会員となった者 (2) 準会員 がん患者又は経験者、その家族、支援者、その他この法人の目的に賛同し、第6条の所定の手続きを経て入会した者 (3) 名誉会員 理事長、理事及び監事を務めた者、この法人に対して特別の貢献のあった者の中から、理事長が推薦し、理事会の決議によって名誉会員となった者 (4) 功労会員 この法人に大なる功労のあった者の中から、理事長が推薦し、理事会の決議によって功労会員となった者 (5) 学生会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業に参加するために入会した個人で、思春期・若年成人がん領域における医療と支援に関心をもち、大学の大学院、学部、短期大学等に在籍している個人で、第6条の手続きを経て入会した者 (6) 団体会員 当法人の趣旨に同意し、第6条の手続きを経て入会した法人又は団体 (7) 賛助会員 この法人の目的事業を賛助し、後援する法人、団体又は個人で、第6条の手続きを経て入会した者	(会員の種別) 第5条 この法人の会員は、次の6種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。 (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、第6条の所定の手続きを経て入会した、次のいずれかにあてはまる個人 イ) 思春期・若年成人がん領域における医療と支援に関する知識又は経験を有する国家資格取得者、公的資格取得者、又は研究機関の研究者であつて、この法人の目的に賛同して 入会した者 ロ) 思春期・若年成人がん領域における医療と支援に関する知識又は経験を有し、この法人の目的に賛同する者で、理事長が推薦した者、 理事会の決議によって正会員となった者 ハ) がん患者又は経験者、その家族、支援者（支援者とは、患者支援団体を運営している人のことをいう）で、この法人の目的に賛同する者 (2) 準会員 がん患者又は経験者、その家族、支援者、その他この法人の目的に賛同し、第6条の所定の手続きを経て入会した者 (4)(2) 名誉会員 理事長、理事及び監事を務めた者、この法人に対して特別の貢献のあった者の中から、理事長が推薦し、理事会の決議によって名誉会員となった者 (4)(3) 功労会員 この法人に大なる功労のあった者の中から、理事長が推薦し、理事会の決議によって功労会員となった者 (4)(4) 学生会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業に参加するために入会した個人で、思春期・若年成人がん領域における医療と支援に関心をもち、大学の大学院、学部、短期大学等に在籍している個人で、第6条の手続きを経て入会した者 (4)(5) 団体会員 当法人の趣旨に同意し、第6条の手続きを経て入会した法人又は団体 (4)(6) 賛助会員 この法人の目的事業を賛助し、後援する法人、団体又は個人で、第6条の手続きを経て入会した者		
P2	(入会) 第6条 この法人の正会員、準会員、学生会員、団体会員又は賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない	(入会) 第6条 この法人の正会員、 準会員 、学生会員、団体会員又は賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない		準会員の削除
P2	(入会金及び会費) 第7条 この法人の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、正会員、準会員、学生会員、団体会員及び賛助会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員及び功労会員は、会費を納めることを要しない。	(入会金及び会費) 第7条 この法人の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、正会員、 準会員 、学生会員、団体会員及び賛助会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員及び功労会員は、会費を納めることを要しない。		準会員の削除
P13	附則 1 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成30年12月31日までとする。 2 この法人の設立時社員の名称及び住所は、次のとおりである。 設立時社員 堀部敬三 住所 省略 設立時社員 清水千佳子 住所 省略 設立時社員 鈴木 直 住所 省略 設立時社員 天野慎介 住所 省略 設立時社員 大園誠一郎 住所 省略	附則 1 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成30年12月31日までとする。 2 この法人の設立時社員の名称及び住所は、次のとおりである。 設立時社員 堀部敬三 住所 省略 設立時社員 清水千佳子 住所 省略 設立時社員 鈴木 直 住所 省略 設立時社員 天野慎介 住所 省略 設立時社員 大園誠一郎 住所 省略		
	3 この法人の設立時役員は、次のとおりである。 設立時代表理事（理事長） 堀部敬三 設立時理事 堀部敬三 設立時理事（副理事長） 清水千佳子 設立時理事 鈴木 直 設立時理事 天野慎介 設立時監事 大園誠一郎 4 この法人の設立時の主たる事務所を 名古屋市中千種区内山三丁目25番6号 千種ターミナルビル702号 に置く 5 この定款の変更は、令和5年3月25日から施行する。 6 この定款の変更は、令和6年3月20日から施行する。	P13 3 この法人の設立時役員は、次のとおりである。 設立時代表理事（理事長） 堀部敬三 設立時理事 堀部敬三 設立時理事（副理事長） 清水千佳子 設立時理事 鈴木 直 設立時理事 天野慎介 設立時監事 大園誠一郎 4 この法人の設立時の主たる事務所を 名古屋市中千種区内山三丁目25番6号 千種ターミナルビル702号 に置く 5 この定款の変更は、令和5年3月25日から施行する。 6 この定款の変更は、令和6年3月20日から施行する。 7 この定款の変更は、令和7年3月20日から施行する。		

一般社団法人 AYA がんの医療と支援のあり方研究会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 AYA がんの医療と支援のあり方研究会と称し、略称を AYA 研という。英文では AYA Oncology Alliance と表記する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を~~愛知県名古屋市中区~~東京都新宿区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、思春期・若年成人 (Adolescent and Young Adult, AYA) がん領域の学術活動、教育活動、社会啓発及び人材育成等を行うことにより、我が国の思春期・若年成人がん領域における医療と支援の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会、講演会等の開催
- (2) 学術誌及び論文図書等の刊行
- (3) 研究の奨励及び研究業績の表彰
- (4) 調査研究活動
- (5) 教育・研修、並びに人材育成
- (6) 社会啓発、並びに普及活動
- (7) 関連の諸団体との連携
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、日本国内外において行うものとする。

第2章 会員

(会員の種別)

第5条 この法人の会員は、次の6種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同し、第6条の所定の手続きを経て入会した、次のいずれかにあてはまる個人

イ 思春期・若年成人がん領域における医療と支援に関する知識又は経験を有する国家資格取得者、公的資格取得者、又は研究機関の研究者であって、この法人の目的に賛同して~~入会した~~する者

ロ) 思春期・若年成人がん領域における医療と支援に関する知識又は経験を有し、この法人の目的に賛同する者で、理事長が推薦した者、~~理事会の決議によって正会員となった者~~

ハ) がん患者又は経験者、その家族、支援者（支援とは、患者支援団体を運営している人のことをいう）で、この法人の目的に賛同する者

~~(2) 準会員 がん患者又は経験者、その家族、支援者、その他この法人の目的に賛同し、第6条の所定の手続きを経て入会した者~~

~~(3)(2)~~ 名誉会員 理事長、理事及び監事を務めた者、この法人に対して特別の貢献のあった者の中から、理事長が推薦し、理事会の決議によって名誉会員となった者

~~(4)(3)~~ 功労会員 この法人に大なる功労のあった者の中から、理事長が推薦し、理事会の決議によって功労会員となった者

~~(5)(4)~~ 学生会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業に参加するために入会した個人で、思春期・若年成人がん領域における医療と支援に関心をもち、大学の大学院、学部、短期大学等に在籍している個人で、第6条の手続きを経て入会した者

~~(6)(5)~~ 団体会員 当法人の趣旨に同意し、第6条の手続きを経て入会した法人又は団体

~~(7)(6)~~ 賛助会員 この法人の目的事業を賛助し、後援する法人、団体又は個人で、第6条の手続きを経て入会した者

（入会）

第6条 この法人の正会員、~~準会員~~、学生会員、団体会員又は賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

（入会金及び会費）

第7条 この法人の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、正会員、~~準会員~~、学生会員、団体会員及び賛助会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員及び功労会員は、会費を納めることを要しない。

（退会）

第8条 会員は、所定の退会届を理事長に提出することにより、任意に退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、当該会員に総会の1週間前までに理由を附してその旨を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

（会員の資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由なく継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

（会員の資格の喪失に伴う権利及び義務）

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員の資格を喪失した者が既に納入した入会金及び会費その他の拠出金品については、これを返還しない。

第3章 総会

（構成）

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 総会における各正会員の議決権は、平等なるものとする。

（種別）

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とし、通常総会をもって定時社員総会とする。

（権限）

第14条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 毎事業年度の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びに事業報告の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 会員の除名
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 理事会において総会に付議した事項
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第15条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) すべての正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員から、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、招集の請求があったとき。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、遅滞なく、請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的たる事項その他の法令で定める事項を記載した書面（電磁的方法を含む。）により、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、法令で定めるところにより、社員総会参考書類及び議決権行使書面を付して、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、出席正会員の中から選任する。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、すべての正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は正会員として議決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項は、すべての正会員の半数以上であって、すべての正会員数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理人、書面又は電磁的方法による議決権の行使)

第19条 総会に出席できない正会員は、代理人に議決権の行使を委任し、又はあらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決することができる。

2 代理人による議決権の行使は、代理権を証明する書面を、総会ごとにこの法人に提出しなければならない。

3 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要事項を記載し、総会の日時の直前の業務時間

の終了時までには当該記載をした議決権行使書面をこの法人に提出して行う。

4 電磁的方法による議決権の行使は、議決権行使書面に記載すべき事項を、総会の日時の直前の業務時間の終了時までには、電磁的方法によりこの法人に提出して行う。

5 前2項により行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。

(決議及び報告の省略)

第20条 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、主たる事務所に備え置かなければならない。

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印(電子署名を含む。)又は署名をしなければならない。

第4章 役員

(役員の設置)

第22条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事3名以上20名以内

(2) 監事1名以上3名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とする。また理事のうち各若干名を専務理事及び常務理事とすることができる。

3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長をもって、業務執行理事とする。

(選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長並びに専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任又は解職する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、その職務を執行する。
- 2 理事長は、この法人を代表し、法令及びこの定款で定めるところにより、その職務を執行する。
- 3 副理事長、専務理事及び常務理事は、理事長を補佐し、理事会で別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第25条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が、不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、理事会を開催する旨の招集通知（請求があった日から2週間以内の日を開催日とするものに限る。）が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が、総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事が、この法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

- 第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第22条で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

- 第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 28 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いを受け取ることができる。

(顧問)

第 29 条 この法人に、顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、学識経験者、功労のあった者、役員経験者等、当法人の発展に寄与する者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の理事会及び総会に参加して意見を述べることができる。

4 顧問の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 第 28 条の規定は、顧問について準用する。

(責任の免除)

第 30 条 理事又は監事が、その任務を怠り、これによって生じた損害をこの法人に対し賠償する責任を負った場合、当該理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）が善意かつ重大な過失がない場合には、この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律により、当該理事又は監事の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 31 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(種別)

第 32 条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

(権限)

第 33 条 理事会は、法令及びこの定款で別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

(6) 第 30 条に規定する理事及び監事の責任の免除

(開催)

第34条 定時理事会は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上開催し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること
- (2) 事業報告及び決算に関すること

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を示して、理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第25条第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第35条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集する。

- 2 前条第2項第3号による場合は、その請求をした理事が理事会を招集する。
- 3 前条第2項第4号後段による場合は、その請求をした監事が理事会を招集する。
- 4 理事長は、前条第2項第2号又は第4号前段による場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に通知をしなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が議長となる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。
- 3 第1項前段の場合において、議長は理事として議決に加わることはできない。

(決議及び報告の省略)

第 38 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第 24 条第 4 項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 6 章 各種委員会

(各種委員会)

第 40 条 この法人は担当する会務の遂行に必要な常任委員会を理事会の決議により置くことができる。

2 理事会が必要と認めたときは、臨時委員会を置くことができる。

3 前 2 項に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

第 7 章 事務局

(設置等)

第 41 条 この法人は、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長その他の重要な職員は、理事会の決議を経て、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 8 章 基金

(募集)

第 42 条 この法人は、理事会の決議により、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(取扱い)

第 43 条 基金の募集、割当て、払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いに関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

（拠出者の権利）

第 44 条 拠出された基金は、この法人が解散するときまでは、通常総会の議決がなければ返還しない。

2 前項の規定にかかわらずこの法人は、次条に定める基金の返還の手続きにより、基金をその拠出者に返還することができる。

3 この法人に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡並びに質入及び信託することはできない。

（返還の手続き）

第 45 条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額についての通常総会における議決に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する限度額の範囲内で行う。

2 前条第 2 項の基金の返還手続きについては、理事会の決議により行う。

第 9 章 資産及び会計

（事業年度）

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、同年 12 月 31 日に終わる。

（会計の原則）

第 47 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の基準及びその他の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（財産）

第 48 条 この法人の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

（財産の管理）

第 49 条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（事業計画及び収支予算）

第50条 この法人の毎事業年度の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告及び決算）

第51条 この法人の毎事業年度の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を総会に報告し、その他の書類については総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類は、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供する。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 貸借対照表は、定時総会の終結後遅滞なく公告しなければならない。

（剰余金）

第52条 この法人の決算において剰余金が生じた場合は、その剰余金を翌事業年度に繰り越し、分配はしないものとする。

（特別の利益）

第53条 この法人は、この法人の会員、役員、職員若しくは基金の拠出者又はこれらの親族等に対し、特別の利益を与えることができない

2 この法人は、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与えることができない。ただし、公益社団法人又は公益財団法人に対し、当該法人が行う公益目的事業のために寄付その他の特別の利益を与える場合を除く。

第10章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 54 条 この法人の定款は、総会の決議により変更することができる。

(合併)

第 55 条 この法人は、総会の決議により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併を行うことができる。

(解散)

第 56 条 この法人は、次の事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 正会員が欠けたとき
- (3) 合併によりこの法人が消滅する場合
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産)

第 57 条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 58 条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 12 章 補則

(委任)

第 59 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な細則は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成 30 年 12 月 31 日までとする。
- 2 この法人の設立時社員の名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 堀部敬三

住所 省略
設立時社員 清水千佳子
住所 省略
設立時社員 鈴木 直
住所 省略
設立時社員 天野慎介
住所 省略
設立時社員 大園誠一郎
住所 省略

3 この法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時代表理事（理事長） 堀部敬三
設立時理事 堀部敬三
設立時理事（副理事長） 清水千佳子
設立時理事 鈴木 直
設立時理事 天野慎介
設立時監事 大園誠一郎

4 この法人の設立時の主たる事務所を
名古屋市千種区内山三丁目 25 番 6 号 千種ターミナルビル 702 号 に置く

5 この定款の変更は、令和 5 年 3 月 25 日から施行する。

6 この定款の変更は、令和 6 年 3 月 20 日から施行する。

7 この定款の変更は、令和 7 年 3 月 20 日から施行する。

会員管理 2025年3月3日 現在 総数 592名、17団体

	現会員数	2024年度末 会員数	入会	退会(内自動 退会)	区分変更 (入)	区分変更 (出)
正会員	490	508	16	39(33)	6	1
準会員	80	93	0	0(12)		1
学生会員	22	37	2	12(9)		5
賛助会員	6	6	1	1(0)		
団体会員	11	10	1	1(0)	1	

会員資格内訳（のべ数）

正会員	医師	182
	看護師	209
	社会福祉士	22
	臨床心理士	20
	公認心理士	21
	作業療法士	5
	理学療法士	3
	言語聴覚士	0
	視能訓練士	0
	薬剤師	10
	精神保健福祉士	14
	管理栄養士	0
	生殖医療相談士	0
	臨床検査技師	3
	診療情報管理士	0
	放射線技師	0
	生殖補助医療胚培養士	0
	認定遺伝カウンセラー	2
	其他国家資格取得者	7
	その他資格取得者	69
準会員	研究機関の研究者	31
	がん患者	14
	がん経験者	28
	患者家族	8
	支援者	20
	医療従事者	39
	その他	3

一般社団法人AYAがんの医療と支援のあり方研究会定款施行細則 変更一覧

変更前ver4.1		変更後Ver 4.3		変更の理由
頁	項目および記載内容	頁	項目および記載内容	
P2	(賛助会員の権利) 第 8 条 賛助会員には次の権利がある。 (1) 本会の発行する学術刊行物、メールニュースの配布・配信を受けること。 (2) ホームページ『協賛一覧』ページに法人・団体・個人名を掲載。 (3) 『協賛一覧』に企業ホームページのリンクを貼付、ならびに、ホームページトップページのフタにバナー広告を貼付。バナー広告のサイズ等様式は、別に定める「バナー広告掲載について」に従うものとする。	P2	(賛助会員の権利) 第 8 条 賛助会員には次の権利がある。 (1) 本会の発行する学術刊行物、メールニュースの配布・配信を受けること。 (2) ホームページ『協賛一覧』ページに法人・団体・個人名を掲載。 (3) 『協賛一覧』に企業ホームページのリンクを貼付、ならびに、ホームページトップページのフタにバナー広告を貼付。バナー広告のサイズ等様式は、別に定める「バナー広告掲載について」に従うものとする。	現状に合わせて訂正
P3	(会員の年会費) 第14条 本会会員の年会費は、次の通りとする。 (1) 正会員 8,000 円 (2) 準会員 2,000 円 (3) 学生会員 1,000 円 (4) 団体会員 100,000円 (5) 賛助会員 一口50,000 円 2 会員は当該年度末までに年会費をおさめなければならない。	P3	(会員の年会費) 第14条 本会会員の年会費は、次の通りとする。 (1) 正会員 8,000 円 (2) 準会員 2,000 円 (3) 学生会員 <u>2,000 円</u> (4) 団体会員 100,000円 (5) 賛助会員 一口50,000 円 2 会員は当該年度末までに年会費をおさめなければならない。	学生会員の 価格改定
P5	(委員会) 第18条 本会の事業遂行と円滑な運営のために次の委員会を設置する。 (1) 学術・プログラム委員会 (2) 編集委員会 (3) 賞等選考委員会 (4) 調査・研究委員会 (5) 教育・研修委員会 (6) 広報委員会 (7) 社会連携委員会 (8) 国際連携委員会 (9) 庶務委員会 (10) 財務委員会 (11) 利益相反委員会 (12) 倫理委員会	P5	(委員会) 第18条 本会の事業遂行と円滑な運営のために次の委員会を設置する。 (1) 学術・プログラム委員会 (2) 編集委員会 (3) 賞等選考委員会 (4) 調査・研究委員会 (5) 教育・研修委員会 (6) 広報委員会 (7) 社会連携委員会 (8) 国際連携委員会 (9) 庶務委員会 (10) 財務委員会 (11) 利益相反委員会 (12) 倫理委員会 <u>(13) AYA week 管理委員会</u>	常設委員会の追加
P6	附則 1. 団体会員の年会費は、第14条の規定にかかわらず2023年度のみ80,000円とする。2024年度以降、会員を継続する場合は団体会員の年会費は、第14条の規定の通り100,000円とする。 2. 正会員の年会費は、第14条の規定にかかわらず2023年度までは5,000円とする。	P6	附則 1. 団体会員の年会費は、第14条の規定にかかわらず2023年度のみ80,000円とする。2024年度以降、会員を継続する場合は団体会員の年会費は、第14条の規定の通り100,000円とする。 2. 正会員の年会費は、第14条の規定にかかわらず2023年度までは5,000円とする。 3. <u>学生会員の年会費は、第14条の規定にかかわらず2024年度までは1,000円とする。</u>	学生会員の 価格改定
P6	本施行細則は平成30年6月29日より施行する。 本施行細則は平成31年1月30日より施行する。 本施行細則は平成31年2月8日より施行する。 本施行細則は令和元年11月27日より施行する。 本施行細則は令和元年12月19日より施行する。 本施行細則は令和2年2月28日より施行する。 本施行細則は令和2年4月23日より施行する。 本施行細則は令和2年6月6日より施行する。 本施行細則は令和3年2月8日より施行する。 本施行細則は令和3年5月7日より施行する。 本施行細則は令和3年10月25日より施行する。 本施行細則は令和4年2月8日より施行する。 本施行細則は令和5年3月7日より施行する。 本施行細則は令和5年3月25日より施行する。 本施行細則は令和5年11月10日より施行する。 本施行細則は令和5年12月28日より施行する。	P6	本施行細則は平成30年6月29日より施行する。 本施行細則は平成31年1月30日より施行する。 本施行細則は平成31年2月8日より施行する。 本施行細則は令和元年11月27日より施行する。 本施行細則は令和元年12月19日より施行する。 本施行細則は令和2年2月28日より施行する。 本施行細則は令和2年4月23日より施行する。 本施行細則は令和2年6月6日より施行する。 本施行細則は令和3年2月8日より施行する。 本施行細則は令和3年5月7日より施行する。 本施行細則は令和3年10月25日より施行する。 本施行細則は令和4年2月8日より施行する。 本施行細則は令和5年3月7日より施行する。 本施行細則は令和5年3月25日より施行する。 本施行細則は令和5年11月10日より施行する。 本施行細則は令和5年12月28日より施行する。 <u>本施行細則は令和6年12月11日より施行する。</u> <u>本施行細則は令和7年1月17日より施行する。</u>	

AYA がんの医療と支援のあり方研究会プライバシーポリシー

一般社団法人 AYA がんの医療と支援のあり方研究会

一般社団法人 AYA がんの医療と支援のあり方研究会（以下当会）は、個人情報（個人情報保護法にいう『個人情報』を指すものとし、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所（居住地）、電話番号、メールアドレス、その他の記述等により特定の個人を識別できる情報）の保護、管理することを重要な責務と認識し、業務に関連する個人情報の取扱いを適切に行い、社会的責務を果たし、以下の方針に基づき個人情報の保護に努めます。

1. 個人情報の取得

当会は、会員登録をしていただく方その他会の活動に参加される方に対し、会の活動に必要な範囲で、氏名、生年月日、住所（居住地）、電話番号、メールアドレス、クレジットカード番号、ご所属先、病歴等の個人情報をお尋ねすることがあります。また、当会は入会手続きや、疾病や医療に関する情報を取り扱う事業を行うため、本人の同意に基づき、病歴や障害の有無等、要配慮個人情報に該当する情報を取得する場合があります。

2. 個人情報に関連する法令等の遵守

- ・当会は個人情報に関する法令及びその他規範を遵守いたします。
- ・当会は使命と責任を十分に自覚し、個人情報の取扱いを適切に行います。

3. 個人情報の安全管理措置の徹底

- ・当会は個人情報保護のための内部管理体制の継続的な改善、見直し、向上に努めます。
- ・当会は取扱う個人情報の漏えい、紛失、破壊、改ざん、不正アクセス等を予防するため、当該個人情報の管理、個人情報の持ち出し方法の指定、第三者からの不正アクセスの防止等の対策を講じます。
- ・当会の個人情報は公正な事業活動に必要な範囲に限定して、適切に収集、利用、提供いたします。
- ・当会は業務の特性、及び取扱う個人情報の特性（通信の秘密に係わる情報、プライバシーに係わる情報など）を考慮した適切な個人情報の取扱いを行います。
- ・当会は個人情報保護に関する方針を周知徹底させるため、役員、社員に対して教育を実施いたします。
- ・当会は個人情報を第三者との間で共同利用し、又は個人情報の取扱いを第三者に委託する場合には、厳正な調査を行った上、秘密を保持させるために適正な監督を行います。

4. 権利の尊重

- ・当会は、個人情報に関する個人の権利を尊重し、自己の個人情報について開示、訂正、削除を求められた時には、社会通念や慣行に照らし適切に対応いたします。

当会が保有する個人情報について

5. 個人情報の利用目的

当会では個人情報を、以下の目的の範囲内で使用します。取得した個人情報は会員および参加者に明示した利用目的の範囲を超えて利用することはありません。

1. 当会の主催・共催・講演・協賛する学術集会・シンポジウム・研修会等のご案内ならびに運営
2. 関連する諸団体のイベント・セミナー等のご案内ならびに運営
3. ニュースレターや LINE などでの情報発信
4. 当会の運営に関わる必要な情報の提供（選挙の通知、当会の事業運営に関わる者（理事・委員等）の相互連絡を含む）
5. 事務局における会員管理
6. 事業の評価・分析（アンケート等の調査を含む）
7. 各種取引の実行、契約の締結・履行
8. 問い合わせや連絡などの対応

6. 第三者への個人情報の提供

- ・当会は、個人情報保護法その他の法令で認められる場合を除き、本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供することはありません。
- ・個人情報の適切な管理を徹底した上で、必要最小限の範囲で業務委託先に通知する場合があることをあらかじめご了承下さい（例えば、郵送等のサービスを委託した会社に会員および参加者の名前と宛先を知らせる場合等）。この場合においても、当会は業務委託先に対し、提供した個人情報の適正な取扱いを求め、適切な管理をいたします。

7. 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去

会員および参加者が利用、情報提供を希望されない場合、また会員および参加者に登録いただいた自身の個人情報の確認、訂正、削除は、問合せ窓口にお申し出頂ければ対応いたします。

尚、情報提供者本人から自己に関する個人情報の開示の請求があったときは、法令の定めるところに従い、当該請求に係わる個人情報について開示するものとします。

8. 個人情報の取り扱いに関する連絡先

当会の個人情報の取扱いに関するご質問やご不明点、苦情、その他のお問い合わせは、下記の窓口までお願いいたします。

一般社団法人 AYA がんの医療と支援のあり方研究会

〒460-0003

名古屋市中区錦三丁目6番35号 CBC アネックス栄8階

担当部署：AYA がんの医療と支援のあり方研究会（AYA 研）事務局

FAX:052-734-2183

E メールアドレス：office@aya-ken.jp

以上

9. プライバシーポリシーの改廃

このプライバシーポリシーは理事会の承認を得て改廃できる。

2024年10月10日 改訂

第7回 AYA 研学術集会 報告

(敬称略)

協力団体について

○スポンサード

共催セミナー：

キャノンメディカルシステムズ株式会社、中外製薬株式会社、株式会社明治安田総合研究所
(予定) AMED、アフラック生命保険株式会社

展示：

中外製薬株式会社、株式会社ファンケル、アクトメッド株式会社、アステラス製薬株式会社
広告：

株式会社ツムラ、バイエル薬品株式会社、サノフィ株式会社、ノーベルファーマ株式会社、
塩野義製薬株式会社、フィンガルリンク株式会社、国立研究開発法人日本医療研究開発機構
(AMED)

HP バナー広告：

エーザイ株式会社、武田薬品工業株式会社、ブリストル・マイヤーズ スクイブ株式会社、
アストラゼネカ株式会社、ファイザー株式会社、ノバルティスファーマ株式会社、株式会社
明治安田総合研究所

寄付：

第一三共株式会社

◎共催

一般社団法人 日本腫瘍循環器学会、一般社団法人 日本がんサポーターズケア学会

◎後援

一般社団法人全国がん患者団体連合会、公益財団法人がんの子どもを守る会、公益社団法人
日本臨床腫瘍学会、一般社団法人日本小児看護学会、一般社団法人日本小児血液・がん学会、
特定非営利活動法人日本小児がん看護学会、一般社団法人日本がん看護学会、一般社団法人
日本プライマリ・ケア連合学会、一般社団法人日本腫瘍循環器学会 (予定)

2. プログラム (予定)

■シンポジウム1 (5月24日(土) 9:00-10:15)

C-AYA 世代希少がんの臨床試験を活性化するために

担当委員 湯坐有希委員、一戸辰夫委員長

座 長

一戸 辰夫 (広島大学原爆放射線医科学研究所血液・腫瘍内科研究分野)

河田 純一 (東京大学医科学研究所公共政策研究分野)

演 者

山崎 文之 (広島大学大学院医系科学研究科脳神経外科学)

「IDH 変異グリオーマに対する IDH 阻害剤の開発と国際共同臨床試験」

安藤 弥生（国立がん研究センター中央病院臨床研究支援部門）

「希少がんの研究開発基盤の構築～MASTER KEY project～」

石丸 紗恵（Princess Máxima Center for pediatric oncology）

「小児がんにおける国際共同臨床試験について（仮）

ガテリエ・ローリン（NPO 法人脳腫瘍ネットワーク）

「AYA 世代の希少がん臨床試験における患者の力を引き出す：課題、解決策、そしてアドボカシーの役割」

■シンポジウム 2（5 月 24 日（土）10:30-11:45）

がん罹患経験とともに生きる AYA 世代の意思決定

共催 アフラック生命保険株式会社

担当委員 栗原幸江委員、小林幹紘委員

座 長

小林真理子（聖心女子大学現代教養学部心理学科）

あと 1 名調整中

演 者

橋本久美子（聖路加国際病院 AYA サバイバーシップセンター/相談支援センター）

「「治療とともに・治療後を生きる」中での意思決定（Life choices）」

大石 春美（穂波の郷クリニック緩和ケア支援センターはるか）

山谷 佳子（聖マリアンナ医科大学 産婦人科学）

「がん・生殖医療外来における意思決定支援一妊孕性温存の意思決定支援からがん治療後の人生を支える心理支援」

齋藤 静

「平坦な戦場で私たちが生き延びること ～がん罹患後を生きる日々について」

■シンポジウム 3（5 月 24 日（土）14:30-15:45）

AYA の就学・就労

担当委員 坂本はと恵委員、桜井なおみ委員

座 長

桜井なおみ（一般社団法人 CSR プロジェクト）

演 者

経験者かつ結婚・就学・就労の実態調査に携わったことありそうな方

中原さとみ（桜ヶ丘記念病院／精神科領域の SW で科学的根拠に基づく援助付き雇用モデルの普及啓発に携わっている方

浅野健一郎（一般社団法人社会的健康戦略研究所）

AYA サバイバーシップ外来を担当する医師

■シンポジウム 4 (5月24日(土) 16:00-16:50)

研究と社会をつなぐ Lay Summary (仮)

共催企画

■シンポジウム 5 (5月25日(日) 9:00-10:15)

共催：日本腫瘍循環器学会

がんサバイバー晩期合併症フォローアップについて 多職種連携とそのマネジメント ～
AYA 患者の晩期心血管毒性～

担当委員 志賀太郎委員、向井幹夫副大会長

座 長

佐瀬 一洋(順天堂大学大学院医学研究科臨床薬理学)

志賀 太郎(がん研究会有明病院腫瘍循環器・循環器内科)

演 者

小野麻紀子(がん研有明病院総合腫瘍科・先端医療開発科)

小坂橋紀通(群馬大学医学部附属病院循環器内科)

パネリスト

天野 慎介(全国がん患者団体連合会)

近藤 美紀(国立がん研究センター東病院看護部)

「がんサバイバー晩期合併症フォローアップについて (仮)」

平出 誠(東京薬科大学臨床評価学教室)

「AYA 世代における晩期心血管毒性と薬剤師の役割」

西 明博(亀田総合病院在宅診療科(2025年4月より「水海道さくら病院 総合診療科」))

小野麻紀子(がん研究会有明病院総合腫瘍科)

小坂橋紀通(群馬大学医学部附属病院循環器内科(4月以降は「群馬県立心臓血管センター
循環器内科」))

「症例を通して考える、AYA 世代の腫瘍循環器的諸問題」

■シンポジウム 6 (5月25日(日) 10:30-11:45)

みんなで学ぼう！AYA がんとゲノム医療、遺伝性腫瘍

共催企画

担当委員 新川裕美委員、五木田茶舞委員

座 長

浦川 優作(藤田医科大学医学部先端ゲノム医療科)

新川 裕美(がん研有明病院臨床遺伝医療部)

演 者

田村智英子（FMC 東京クリニック医療情報・遺伝カウンセリング部）

「遺伝性腫瘍診療の現在と未来を考える～日米の現状から」

緒方 里恵（遺伝性腫瘍当事者）

「遺伝性腫瘍が教えてくれたこと」

幅野 愛理（公益財団法人がん研究会有明病院臨床遺伝医療部）

「遺伝性腫瘍当事者の語りを届ける ～“当事者からのメッセージ” の取り組み～（仮）」

■ポスター発表（5月24日（土）17:00-18:00）

一般演題／演題区分（2月28日演題締切）

研究発表 21 演題

活動報告 17 演題

事例報告 6 演題 計 44 演題

■理事長企画（5月25日（日）13:15-14:15）

「健康格差」

演 者

伊藤 ゆり

■研究助成報告会

賞等選考委員会（5月25日（日）13:15-14:15）

座 長

演 者

小野 麻紀子（がん研有明病院 ゲノム診療部）

「C-CATC-CAT (Center for Cancer Genomics and Advanced Therapeutics) データ を用いた若年がん患者に関連する遺伝子異常の探索的検討」

新川 裕美（がん研有明病院 臨床遺伝医療部）

「遺伝性腫瘍と生殖医療技術に関するインターネットを用いたアンケート形式による意識調査」

五木田 茶舞（埼玉県立がんセンター整形外科）

「AYA 世代がん患者向けエクササイズ動画作成」

■国際学会参加助成報告会

国際連携委員会（5月25日（日）16:00-16:30）

座 長

富岡 晶子（千葉大学大学院看護学研究院）

演 者

盛田 大介（長野県立こども病院）

6th Global Adolescent and Young Adult Cancer Congress 参加報告

■国際連携委員会企画（5月25日（日）10:45～11:45）

座 長

桜井 なおみ（一般社団法人CSRプロジェクト）

小澤 美和（聖路加国際病院小児科）

演 者

Prof. Chan Mei Yoke (KK Women's and Children's Hospital, Singapore)

“Challenges in the holistic management of cancer in adolescents in Singapore”

■調査・研究委員会企画（5月25日（日）14:30-15:45）

AYA 研レジストレーション

担当委員 向井幹夫委員

座 長

向井 幹夫（大阪がん循環器病予防センター 循環器病検診部）

安藤 弥生（国立がん研究センター中央病院臨床研究支援部門）

演 者

松井 基浩（東京都立小児総合医療センター 血液・腫瘍科）

「AYA 研レジストレーションの概要」

向井 幹夫（大阪がん循環器病予防センター 循環器病検診部）

「小児がんサバイバー長期フォローアップ事業」

■疫学・予防（5月25日（日）14:30-15:45）

AYA 研だから話すよ、「性」のこと

担当委員 杉本公平委員、森文子委員

座 長

杉本 公平（獨協医科大学埼玉医療センターリプロダクションセンター）

森 文子（国立がん研究センター中央病院看護部）

演 者

渡邊 知映（昭和大学保健医療学部）

小堀 善友（プライベートケアクリニック東京）

「AYA 研だから話すよ、「性」のこと」

瀬戸口 志保（成城せとぐちクリニック）

樋口 麻衣子（富山 AYA 世代がん患者会 Colors、富山大学附属病院看護部）

柿本 聡（語り合いサロン安曇野）

■市民公開講座（5 月 23 日（金）19:00～21:00 予定） *LIVE 配信

共 催：アフラック生命保険株式会社

【ケアをつむぐ】から考える AYA の在宅療養

試写会 100 分

■スポンサードシンポジウム（5 月 24 日(土)10:30-10:45)

共催：アフラック生命保険株式会社

■ランチョンセミナー（5 月 24 日(土)12:00-13:00)

共催：キヤノンメディカルシステムズ株式会社

■スポンサードセミナー（5 月 24 日(土)14:30-15:45)

共 催：中外製薬株式会社

■ランチョンセミナー（5 月 25 日(日)12:00-13:00)

共催：株式会社明治安田総合研究所

一般社団法人 A Y A がんの医療と支援のあり方研究会
AYA Oncology Alliance

2025 年 3 月 吉日

会員各位

一般社団法人 AYA がんの医療と支援のあり方研究会

事務局業務外部委託先変更のご案内

拝啓 平素は当研究会にご協力とご理解を賜り、誠にありがとうございます。

さて、2025 年 1 月 1 日より、事務局業務の委託先を株式会社国際文献社に変更致しました。それに伴い下記のとおり事務局連絡先が変更になりましたので、ご案内申し上げます。

2025 年度 1 月以降の、入退会のご連絡、住所変更等の届け出、及び会費の納入状況等に関するお問い合わせは、下記連絡先までお願い致します。

敬具

お問い合わせ内容	連絡先
① 入退会申請 ② 住所・所属先等の変更 ③ 会費納付状況の確認	【2024 年 12 月まで】 愛知県名古屋市中区錦三丁目 6 番 35 号 CBC アネックス栄 8 階 一般社団法人 がん研究組織支援センター(SACRA)内 一般社団法人 AYA がんの医療と支援のあり方研究会 事務局 e-mail: admini@aya-ken.jp 【2025 年 1 月以降】 〒162-0801 東京都新宿区山吹町 358-5 アカデミーセンター 株式会社 国際文献社 内 一般社団法人 AYA がんの医療と支援のあり方研究会 事務局 Tel: 03-6824-9371 Fax: 03-5227-8631 e-mail: ayaken-post@as.bunken.co.jp
④ その他お問い合わせ	e-mail: office@aya-ken.jp 【2025 年 3 月まで】 e-mail: ayaken-post@as.bunken.co.jp 【2025 年 4 月から】